施設利用約款

第 1 条　[約款の適用]
セルリアンタワーフィットネスクラブ（以下「本クラブ」という）の施設を利用される方は本約款に従ってご利用いただくものといます。

第 2 条　[利用手続]
1. 会員が本クラブを利用しようとされる際は、当フロントにおいて会員証を提出していただきます。
2. セルリアンタワー入居のオフィステナントの社員が本クラブを利用しようとされる際は、当日フロントにおいてIDカード（社員証）を提出していただきます。
3. 会員同伴ゲスト及び、ホテル宿泊者が本クラブを利用しようとされる際は、当日フロントにおいて所定の用紙に署名をしていただきます。
4. 前三項により、本クラブは会員証またはIDカードを提出された方、および署名された方の施設利用をお引き受けするものとします。ただし、本クラブが承諾をしない旨の意思を明示したときにこの限りではありません。

第 3 条　[利用の拒絶]
1. 本クラブは、利用者が以下の次号のいずれかに該当すると本クラブが認めた場合には、その都度または将来にわたり施設のご利用をお断りすることがあります。
⑴ 利用者が暴力的不法行為を行うおそれがあると認められたとき、およびその他公の秩序、または善良なる風俗に反する行為をなす恐れがある方と認められたとき。
⑵ 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病などこれに類する疾患の方および医師から施設の利用を止められている方。
⑶ 他の利用者に迷惑をかける恐れがある方。
⑷ 暴力団およびそれに類する組織、もしくはその構成員と認められる方。
⑸ 酒気を帯びていると認められる方。
⑹ 刺青をしている方。
⑺ 18歳未満の方。
⑻ その他の理由二より、本クラブを利用することが好ましくない事由が認められるとき。
2. 利用を開始した後であっても、利用者が他の利用者または本クラブ迷惑をかけ、またはかける恐れがあると認められるときは、その都度または将来にわたり施設のご利用をお断りすることがあります。

第 4 条　[休業日･営業時間]
本クラブの休業日と営業時間は、本クラブの定めるところによるものとします。ただし、臨時に変更することができるものとします。

第 5 条　[利用料等]
施設の利用料金その他の料金などの支払いは、本クラブ定める方法により、ご利用の都度行っていただくものとします。

第 6 条　[お預かり品]
金銭その他の貴重品については、本クラブ所定の場所へお預けいただきます。金銭その他の貴重品の盗難、紛失について、本クラブは一切その責を負わないものとします。

第 7 条　[ロッカー]
1. ロッカーには、金銭その他の貴重品、火を発つ恐れのあるもの、または異臭を放つものなどは持ち込婿とはできないものとします。
2. ロッカーでの金銭その他の貴重品の盗難、紛失について、本クラブはその責任を負わないものとします。

第 8 条　[自己責任とマナーの遵守]
本クラブの施設利用にあたっては、危険を伴う場合のあることを認識し、マナーを守り自己の判断と責任でご利用いただくものとします。

第 9 条　[駐　車]
駐車については本クラブはその場所を常に提供するだけのものであって、損傷･盗難などについての一切の管理責任は利用者が負うものとします。

第 10 条　[禁　煙]
本クラブの施設内は禁煙とします。

第 11 条　[携帯品の管理]
本クラブ施設内においての携帯品などは利用者が自己の責任で管理するものとし、本クラブはその責任を負わないものとします。

第 12 条　[第三者への賠償]
利用者が利用時などにおいて、他の利用者などから故意または過失により傷害その他の損害を受けた場合は、その損害賠償はその相手方に直接請求するなど利用者相互間で直接解決するものとし、本クラブはそれに関して責任を負わないものとします。

第 13 条　[本クラブへの賠償]
利用者は故意または過失により、本クラブへ損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

第 14 条　[持込禁止品]
本クラブの施設内に次のものを持ち込むことはできないものとします。
⑴ 動物、鳥類などのペットおよび家畜類。
⑵ 異臭を放つもの。
⑶ 鉄砲刀剣類。
⑷ 発火、爆発の恐れがあるもの。
⑸ 騒音を発するもの。
⑹ 毒物、劇薬などの危険物。
⑺ 飲食物等。
⑻ 以上のほか、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのあるもの、または施設もしくは、その運営の障害になる恐れのあるもの。

第 15 条　[禁止される行為]
本クラブ内で次の行為はすることができないものとします。
⑴ 賭博、その他の違法行為または風紀を乱す行為。
⑵ 物品販売、宣伝広告等の営業行為。
⑶ 飲食行為。
⑷ その他、他人に迷惑を及ぼす行為もしくは不快感を与える恐れのある行為または、施設もしくはその運営の障害になる恐れのある行為。

第 16 条　[諸規則の遵守]
利用者は本約款、会則および細則または本クラブの口頭もしくは掲示等による指示を遵守するものとします。

第 17 条　[約款の改定]
本クラブは、随時本約款を改定することができるものとします。

[付　則]
1. 本約款は、本クラブ施設の開業日から施行します。
2. 本改訂版は、2024年11月1日から施行します。